

| | |
|----|--|
| 担当 | 福島労働局総務部企画室 企画室長 片寄一郎 労働紛争調整官 阿部晃 電話 024-536-4600(直通) |
|----|--|

増え続ける個別労働紛争解決制度利用の需要 【平成18年度個別労働紛争解決制度施行状況】

- ・民事上の個別労働紛争相談件数 3,120件(16.9%増)
- ・労働局長による助言・指導申出件数 88件(10.0%増)
- ・あっせん申請受理件数 109件(13.5%増)

[増加率は、平成17年度実績と比較したものの。]

《 概要 》

「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」が平成13年10月に施行され今年で6年目を迎える。個別労働紛争解決制度に基づき福島労働局が県内5ヶ所(局企画室および福島、郡山、いわき、会津の各労働基準監督署内)に設置された総合労働相談コーナーに平成18年度に寄せられた民事上の個別労働紛争に係る相談は3,120件となり、平成14年度以降最も多くなった。(総合労働相談コーナーにおける相談件数は9,045件と平成17年度との比較で12%減少。)

また、平成18年度に受理した「労働局長による助言・指導申出件数」は88件、「あっせん申請件数」は109件となり、年度としての統計を取り始めた平成14年度以降増加を続け最も多いものとなった。労使間で生じた民事的なトラブルを労使が自主的に解決することができず個別労働紛争解決制度の利用に対する需要が拡大していることが窺える。

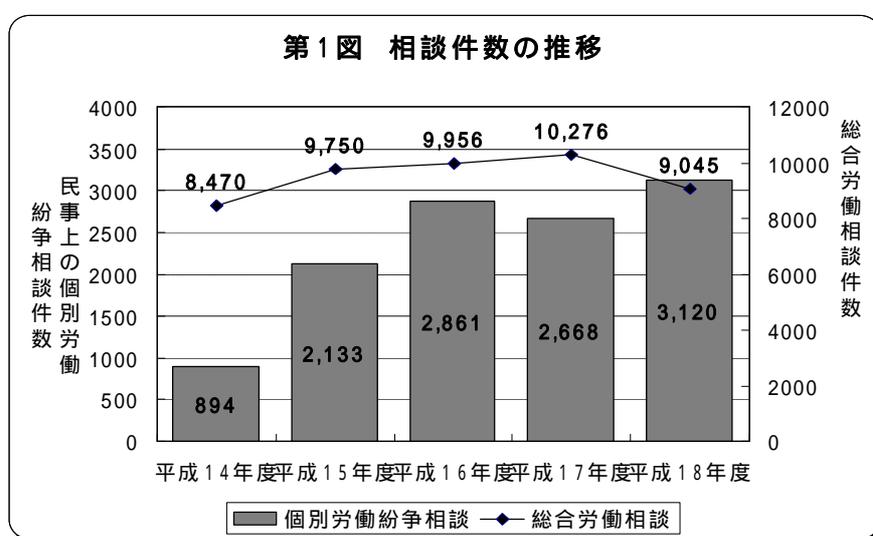
福島労働局は、民事上の個別労働紛争に係る相談件数や「労働局長による助言・指導申出」「あっせん申請」の受理件数の増加は、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化等を反映したものと考えている。

- 1 厚生労働省では平成19年5月25日、全労働局からの報告件数を基に『平成18年度個別労働紛争解決制度施行状況』を発表している。厚生労働省における広報資料は末尾に別添する。
- 2 福島労働局における『平成18年度個別労働紛争解決制度施行状況』は別紙のとおり。

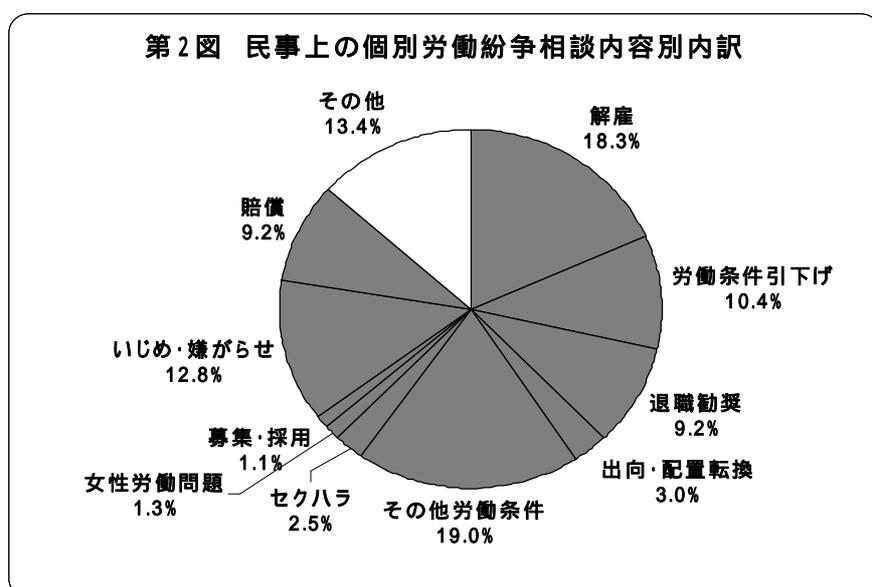
1. 相談受付状況

福島労働局においては、総務部企画室および福島・郡山・いわき・会津労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための体制を整備しているところであるが、平成18年度1年間に寄せられた相談は9,045件であった。平成17年度との比較で12.0%の減少となっている。

このうち、労働関係法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,120件である。年度ごとの推移をみると、平成17年度に前年度と比較し若干減少したものの、総合労働相談コーナーにおける確実に件数が増えている。また、平成18年度の3,120件が、年度としての統計を取り始めた平成14年度以降最も多い件数となった(第1図)。

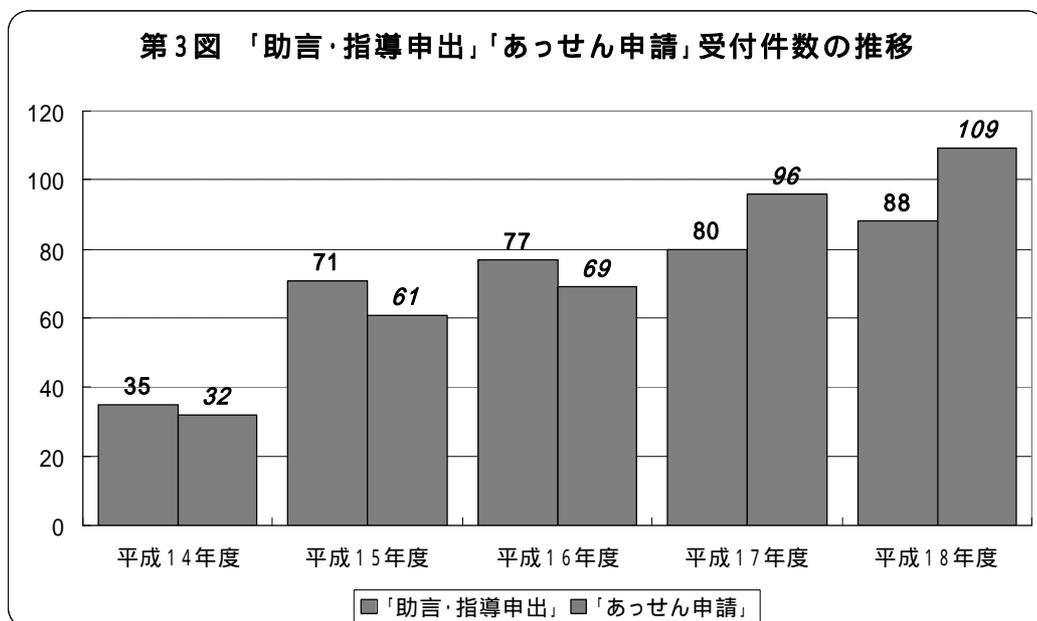


また、民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇理由に納得いかないなど解雇に関するものが最も多く18.3%、労働条件の引下げに関するものが10.4%、いじめ・嫌がらせに関するものが12.8%と続いている。なお、その他労働条件19.0%の内容としては雇止めや自己都合退職に関するもの等が含まれる(第2図)。



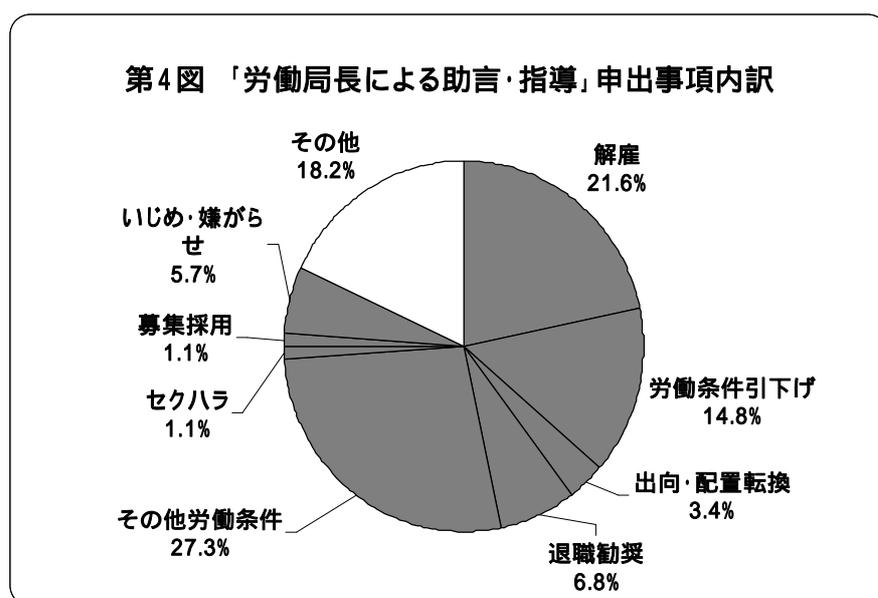
2. 「労働局長による助言・指導申出」「紛争調整委員会によるあっせん申請」の受付状況

平成18年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は88件で平成17年度との比較で10.0%の増加、あっせん申請受理件数は109件で平成17年度との比較で13.5%の増加となっている。いずれも平成14年度以降最も多い件数となった(第3図)。



3. 「労働局長による助言・指導申出」の主な内容

助言・指導の申出88件の主な内容は、解雇に関するものが21.6%と最も多く、次いで労働条件の引下げに関するものが14.8%、退職勧奨6.8%、いじめ・嫌がらせに関するものが5.7%と続いている。なお、その他労働条件が27.3%と多くなっているがこの中には雇止めや懲戒処分、自己都合退職に関するもの等が内容となっている(第4図)。



また、平成18年度に申出を受け付けた88件については全て年度内に「助言・指導」を

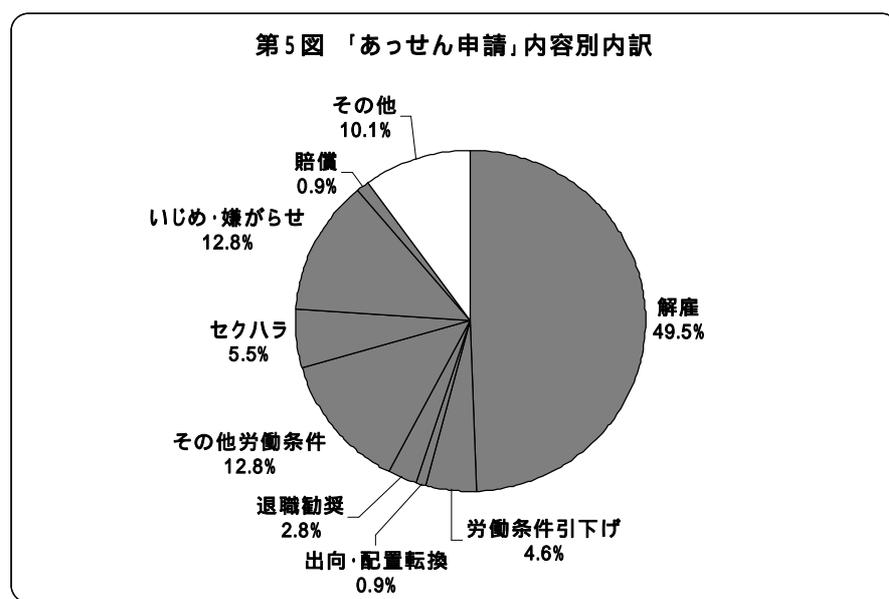
実施しており手続きを終了している。申出が取り下げられたもの、処理を打ち切ったものは無かった。なお、助言・指導を実施しただけで申出事項が解決したものは46件あった。

処理に要した期間は、88件全てが1ヶ月以内となっている。

申出は労働者からのものが86件、事業主からの申出が2件あった。

4. 「紛争調整委員会によるあっせん申請」の主な内容

あっせん申請109件の主な内容は、解雇に関するものが49.5%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが12.8%、セクハラに関するものが5.5%、労働条件の引下げに関するものが4.6%と続いている（第5図）。



申請を受理した事案の労働局における処理状況を見ると、平成18年度1年間に手続きを終了したものは117件である。このうち、合意が成立したものは55件で47.0%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは10件で8.5%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により処理を打ち切ったものは52件で44.4%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が92件で78.6%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が23件で19.7%となっている。

申請人は平成18年度の申請109件のうち、労働者が107件と殆どであるが、事業主からの申請も2件あった。労使双方からの申請は0件であった。

平成17 - 18年度 制度活用状況比較

1 民事上の個別労働紛争相談項目数の増減比較

(民事上の個別労働相談件数は「1. 相談受付状況」に記載したとおり平成18年度は3,120件であるが、1件の相談で複数の項目にまたがる場合があり3,746件となっている。)

| | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 増減 | | |
|-------------|---------|--------|--------|--------|-----------------|------------------------------|--------|
| | 件数(A) | 割合(%) | 件数(B) | 割合(%) | 件数増減 (B - A) | 件数増減率 (B / A * 100.0%) | |
| 解雇 | 586 | 20.3% | 687 | 18.3% | 101 | 117.2% | |
| 労働条件引下げ | 322 | 11.1% | 389 | 10.4% | 67 | 120.8% | |
| 出向・配置転換 | 91 | 3.1% | 111 | 3.0% | 20 | 122.0% | |
| 退職勧奨 | 193 | 6.7% | 343 | 9.2% | 150 | 177.7% | |
| その他 労働条件 | 雇止め | 83 | 2.9% | 104 | 2.8% | 21 | 125.3% |
| | 自己都合退職 | 278 | 9.6% | 347 | 9.3% | 69 | 124.8% |
| | その他労働条件 | 219 | 7.6% | 260 | 6.9% | 41 | 118.7% |
| セクハラ | 77 | 2.7% | 92 | 2.5% | 15 | 119.5% | |
| 女性労働問題 | 30 | 1.0% | 48 | 1.3% | 18 | 160.0% | |
| 募集・採用 | 42 | 1.5% | 40 | 1.1% | 2 | 95.2% | |
| いじめ・嫌がらせ | 279 | 9.7% | 479 | 12.8% | 200 | 171.7% | |
| 賠償 | 280 | 9.7% | 343 | 9.2% | 63 | 122.5% | |
| その他 | 410 | 14.2% | 503 | 13.4% | 93 | 122.7% | |
| 合計 | 2890 | 100.0% | 3746 | 100.0% | 856 | 129.6% | |

2 労働局長による助言・指導申出受付件数の増減比較

| | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 増減 | | |
|-------------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|---------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数増減 | 件数増減率 | |
| 解雇 | 20 | 25.0% | 19 | 21.6% | 1 | 95.0% | |
| 労働条件引下げ | 15 | 18.8% | 12 | 13.6% | 3 | 80.0% | |
| 出向・配置転換 | 9 | 11.3% | 3 | 3.4% | 6 | 33.3% | |
| 退職勧奨 | 2 | 2.5% | 6 | 6.8% | 4 | 300.0% | |
| その他 労働条件 | 雇止め | 4 | 5.0% | 5 | 5.7% | 1 | 125.0% |
| | 自己都合退職 | 3 | 3.8% | 4 | 4.5% | 1 | 133.3% |
| | その他労働条件 | 0 | 0.0% | 16 | 18.2% | 16 | #DIV/0! |
| セクハラ | 0 | 0.0% | 1 | 1.1% | 1 | #DIV/0! | |
| 女性労働問題 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | #DIV/0! | |
| 募集・採用 | 2 | 2.5% | 1 | 1.1% | 1 | 50.0% | |
| いじめ・嫌がらせ | 13 | 16.3% | 5 | 5.7% | 8 | 38.5% | |
| 賠償 | 3 | 3.8% | 0 | 0.0% | 3 | 0.0% | |
| その他 | 9 | 11.3% | 16 | 18.2% | 7 | 177.8% | |
| 合計 | 80 | 100.0% | 88 | 100.0% | 8 | 110.0% | |

3 紛争調整委員会によるあっせん申請受付件数の増減比較

| | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 増減 | | |
|-------------|---------|--------|--------|--------|------|---------|---------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数増減 | 件数増減率 | |
| 解雇 | 33 | 34.4% | 54 | 49.5% | 21 | 163.6% | |
| 労働条件引下げ | 21 | 21.9% | 5 | 4.6% | 16 | 23.8% | |
| 出向・配置転換 | 4 | 4.2% | 1 | 0.9% | 3 | 25.0% | |
| 退職勧奨 | 1 | 1.0% | 3 | 2.8% | 2 | 300.0% | |
| その他 労働条件 | 雇止め | 1 | 1.0% | 3 | 2.8% | 2 | 300.0% |
| | 自己都合退職 | | 0.0% | 1 | 0.9% | 1 | #DIV/0! |
| | その他労働条件 | 6 | 6.3% | 10 | 9.2% | 4 | 166.7% |
| セクハラ | 1 | 1.0% | 6 | 5.5% | 5 | 600.0% | |
| 女性労働問題 | | 0.0% | | 0.0% | 0 | #DIV/0! | |
| いじめ・嫌がらせ | 11 | 11.5% | 14 | 12.8% | 3 | 127.3% | |
| 賠償 | 4 | 4.2% | 1 | 0.9% | 3 | 25.0% | |
| その他 | 14 | 14.6% | 11 | 10.1% | 3 | 78.6% | |
| 合計 | 96 | 100.0% | 109 | 100.0% | 13 | 113.5% | |

厚生労働省発表
平成19年5月25日

| | | |
|---|------------|-----------------------|
| 担 | 労働紛争処理業務室長 | 増田 嗣郎 |
| | 室長補佐 | 藤原 義彦 |
| | 電話 | 03-5253-4111 (内線7736) |
| 当 | 夜間直通 | 03-3502-6679 |

《平成18年度個別労働紛争解決制度施行状況》 個別労働紛争解決制度の利用が引き続き拡大

- ・民事上の個別労働紛争相談件数 約18万7千件
- ・あっせん申請受理件数 約7千件

《概要》

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ～平成18年度～

1. 総合労働相談件数 : 946,012件(4.2%増*)
2. 民事上の個別労働紛争相談件数 : 187,387件(6.2%増*)
3. 助言・指導申出受付件数 : 5,761件(9.5%減*)
4. あっせん申請受理件数 : 6,924件(0.5%増*)

【* 増加率は、平成17年度実績と比較したもの。】

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月の施行から今年で6年を迎えるが、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化等を反映し、全国約300カ所の総合労働相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争に係る相談件数は18万件を超え、制度発足以降依然として増加を続けている(総合労働相談件数は94万件超)。

また、助言・指導申出受付件数は6千件弱と昨年度実績と比べて下回ったものの、あっせん申請受理件数は約7千件と昨年度実績を上回っており、引き続き、制度の利用が進んでいることが窺える。

【参考】

平成18年労働関係民事通常訴訟事件の新受件数 2,035件

平成18年4月～平成19年2月の労働審判制度の新受件数 1,055件

(ともに全国地方裁判所)

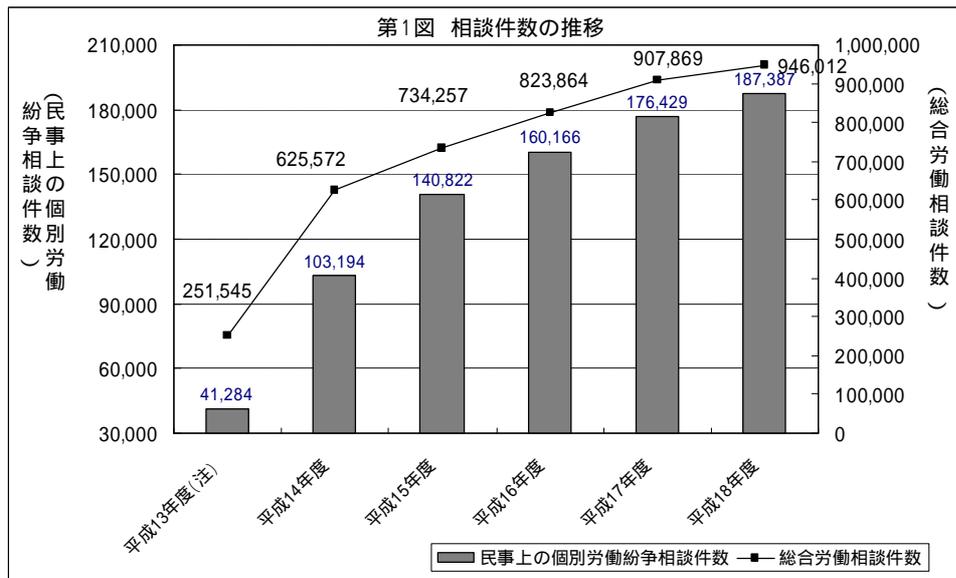
『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(別添4、5)』に基づく、個別労働紛争解決制度の平成18年度の施行状況は以下のとおりである(概要は別添2、都道府県労働局別一覧は別添3)。

1. 相談受付状況

各都道府県労働局、主要労働基準監督署内、駅近隣の建物などにおいて、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナー（約300カ所）を設置しているところであるが、平成18年度1年間に寄せられた相談は94万6,012件であった。

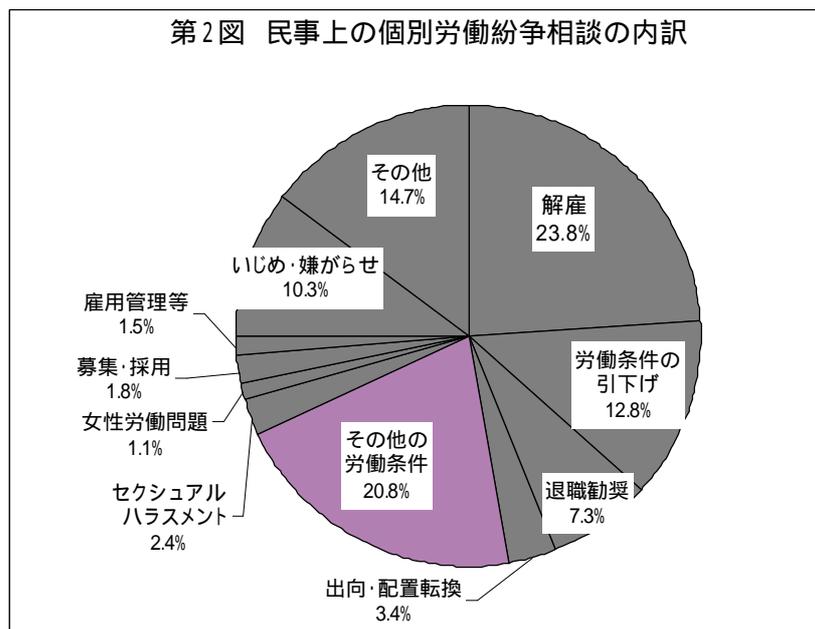
このうち、労働関係法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが18万7,387件である。

年度ごとの推移をみると、確実に件数が増えている。（第1図）



(注) 平成13年度の件数は、6ヶ月分（H13.10.1～H14.3.31）である。

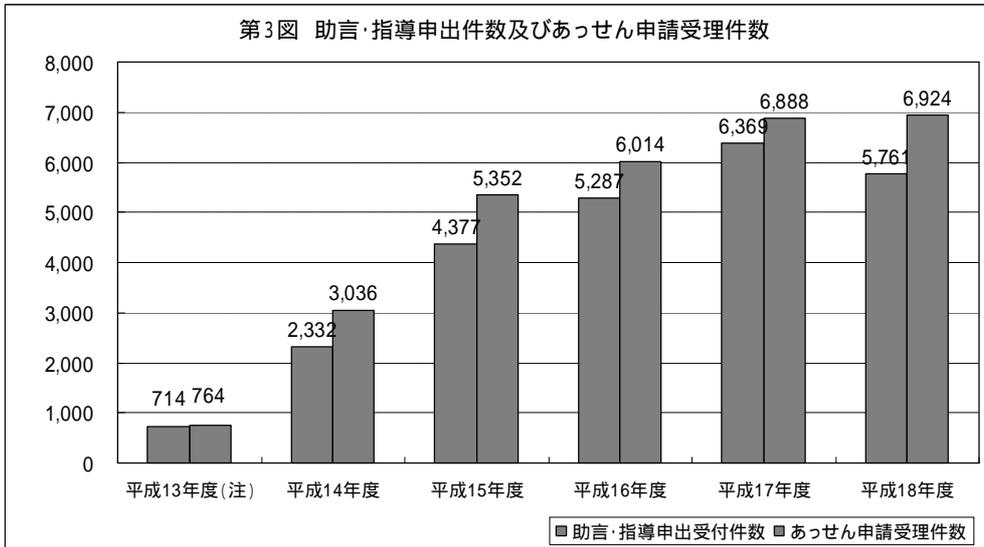
また、民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く23.8%、労働条件の引下げに関するものが12.8%、いじめ・嫌がらせに関するものが10.3%と続いている（第2図）。



2. 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成18年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は5,761件で、平成17年度比9.5%の減少となっている。

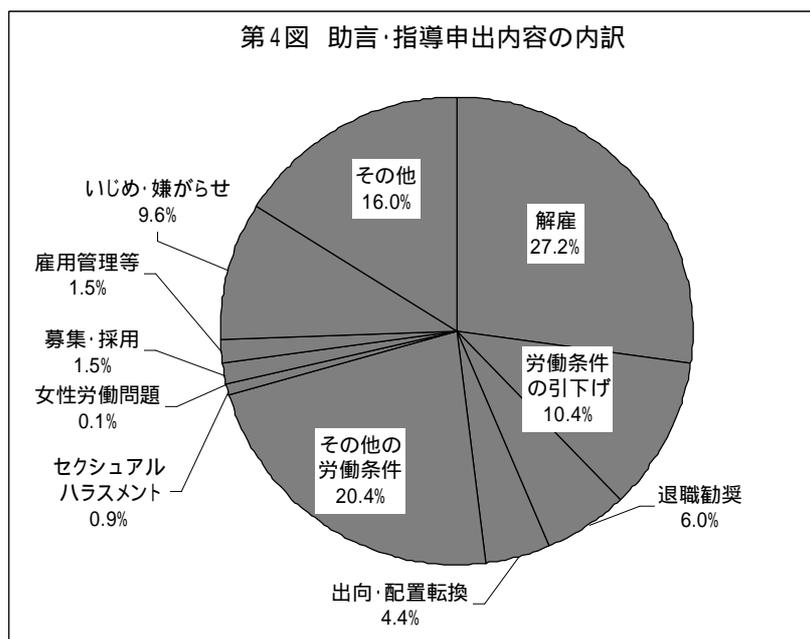
あっせん申請受理件数は6,924件で、0.5%の増加となっている。(第3図)



(注) 平成13年度の件数は、6ヶ月分(H13.10.1～H14.3.31)である。

3. 都道府県労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するものが27.2%と最も多く、次いで、労働条件の引下げに関するものが10.4%、いじめ・嫌がらせに関するものが9.6%と続いている(第4図)。



申出を受け付けた事案の都道府県労働局における処理状況をみると、平成18年度1年間に手続きを終了したものは5,750件である。このうち、助言・指導を実施したものは5,429件で94.4%、申出が取り下げられたものは142件で2.5%、処理を打ち切ったものは162件で2.8%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が93.4%となっている。

申出人は、労働者が97.1%と大半を占めるが、事業主からの申出も166件と2.9%あった。

労働者の就労状況は、正社員が54.2%と最も多いが、パート・アルバイトが21.3%、派遣労働者・期間契約社員も16.8%を占めている。

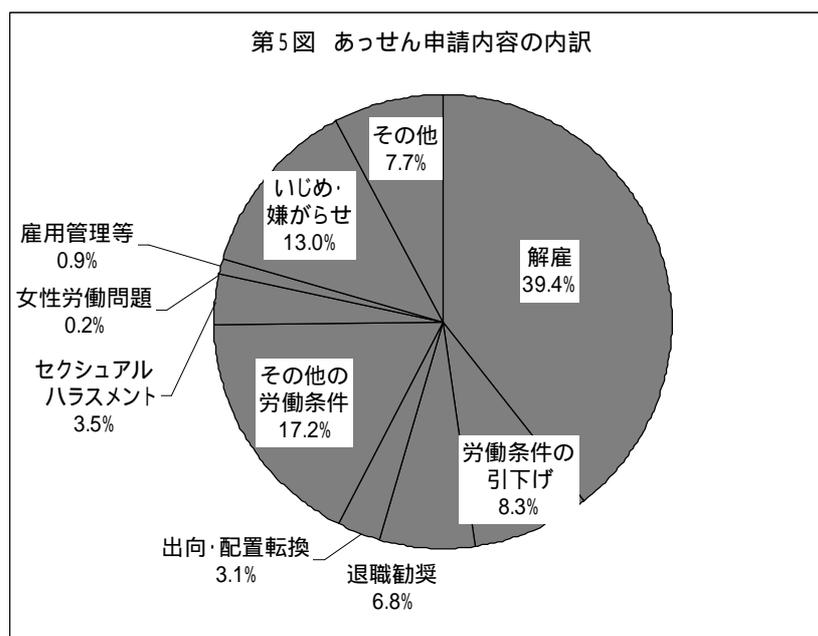
事業所の規模は、10～49人が32.1%と最も多く、次いで10人未満21.6%、100～299人が9.7%となっている。

また、労働組合のない事業所の労働者が68.4%である。

なお、助言・指導の実施事例は、別添1のとおりである。

4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが39.4%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが13.0%、労働条件の引下げに関するものが8.3%と続いている（第5図）。



申請を受理した事案の都道府県労働局における処理状況をみると、平成18年度1年間に手続きを終了したものは6,793件である。このうち、合意が成立したものは2,686件で39.5%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは508件で7.5%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは3,566件で52.5%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が63.7%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が30.5%となっている。

申請人は、労働者が6,809件で98.3%と大半を占めるが、事業主からの申請も110件で1.6%となっており、労使双方からの申請も5件で0.1%あった。

労働者の就労状況は、正社員が58.5%と最も多いが、パート・アルバイトが19.2%、派遣労働者・期間契約社員も16.6%を占めている。

事業所の規模は、10～49人が31.2%と最も多く、次いで10人未満が22.4%、300人以上が10.8%となっている。

また、労働組合のない事業所の労働者が70.6%である。

なお、あっせんの実施事例は、別添1のとおりである。

【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

【助言・指導の例】

| 事例 1：懲戒解雇に係る助言・指導 | |
|----------------------|--|
| 事案の概要 | <p>申出人は、虚偽の理由で休暇を取得したため服務規律を乱したとして懲戒解雇を言い渡されたが、事実は認めるものの処分内容が重すぎるとして、解雇の撤回を求め、労働局長の助言・指導を申し出たもの。</p> <p>労働局長の助言・指導を踏まえ、申出人と会社で話し合った結果、懲戒解雇は撤回された。</p> |
| 助言・指導の内容 | 懲戒権の行使は、社会通念上相当として認められない場合には権利の濫用として無効となることから、処分撤回を含め当事者間でよく話し合うこと。 |
| 事例 2：労働条件引下げに係る助言・指導 | |
| 事案の概要 | <p>申出人は、会社から突然 1 日の労働時間を 5 時間から 2 時間へ変更する旨の通知を受け、それに納得できないことから、労働時間変更の撤回を求め、労働局長の助言・指導を申し出たもの。</p> <p>労働局長の助言・指導を踏まえ、申出人と会社とで話し合った結果、従来の労働時間で働くことができることとなった。</p> |
| 助言・指導の内容 | 労働契約で定められた労働時間を使用者が一方的に削減することはできないことから、当事者間でよく話し合うこと。 |

【あっせんの例】

| 事例 1：損害賠償に係るあっせん | |
|------------------|--|
| 事案の概要 | <p>申請人は、業務中に運転していた車を誤って破損してしまい、会社から修理代金全額を支払うよう求められたが、金額負担に納得できないことから、自分が支払うべき修理代金の金額を話し合いで決めたいとして、あっせん申請を行ったもの。</p> |
| あっせんのポイント | 修理代金のうち 万円を申請人が分割にて支払うことで双方の合意が成立した。 |
| 事例 2：普通解雇に係るあっせん | |
| 事案の概要 | <p>申請人は、管理職として中途採用され勤務していたが、突然、会社から「業務能力が著しく劣り、期待どおりの仕事がなされない」として解雇を通告されたため、解雇理由に納得できないとして、解雇されたことによる経済的損害及び精神的苦痛として補償金の支払いを求め、あっせん申請を行ったもの。</p> |
| あっせんのポイント | 早期解決を双方が望んだ結果、解決金 万円を支払うことで双方の合意が成立した。 |

個別労働紛争解決制度の運用状況(概要)

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)

| | |
|---|--|
| 1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 946,012 件 | |
| 相談者の種類 | 労働者 562,374 件 事業主 285,512 件 その他 98,126 件 |
| 2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 187,387 件 | |
| 相談者の種類 | 労働者 151,913 件 事業主 21,721 件 その他 13,753 件 |
| 紛争の内容 (内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が 214,204 件となる。) | |
| 普通解雇 38,996 件 整理解雇 6,493 件 懲戒解雇 5,539 件 | |
| 労働条件の引下げ 27,312 件 退職勧奨 15,738 件 出向・配置転換 7,276 件 | |
| その他の労働条件 44,552 件 セクハラハラスメント 5,205 件 女性労働問題 2,332 件 | |
| 募集・採用 3,749 件 雇用管理等 3,303 件 いじめ・嫌がらせ 22,153 件 | |
| その他 31,556 件 | |
| 3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数 | |
| (1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 5,761 件 | |
| 紛争の内容 (内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が 5,855 件となる。) | |
| 普通解雇 1,327 件 整理解雇 155 件 懲戒解雇 111 件 | |
| 労働条件の引下げ 611 件 退職勧奨 352 件 出向・配置転換 258 件 | |
| その他の労働条件 1,308 件 セクハラハラスメント 52 件 女性労働問題 2 件 | |
| 募集・採用 89 件 雇用管理等 88 件 いじめ・嫌がらせ 564 件 | |
| その他 938 件 | |
| (2) 助言・指導の手続を終了した件数 5,750 件 | |
| 終了の区分 | 助言を実施 5,428 件 指導を実施 1 件 |
| 取下げ 142 件 打切り 162 件 その他 17 件 | |
| 4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数 | |
| (1) あっせんの申請の受理を行った件数 6,924 件 | |
| 紛争の内容 (内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が 7,164 件となる。) | |
| 普通解雇 2,229 件 整理解雇 424 件 懲戒解雇 170 件 | |
| 労働条件の引下げ 595 件 退職勧奨 484 件 出向・配置転換 219 件 | |
| その他の労働条件 1,234 件 セクハラハラスメント 249 件 女性労働問題 13 件 | |
| 雇用管理等 66 件 いじめ・嫌がらせ 931 件 その他 550 件 | |
| (2) あっせんの手続を終了した件数 6,793 件 | |
| 終了の区分 | 当事者間の合意の成立 2,686 件 申請の取下げ 508 件 |
| 打切り 3,566 件 その他 33 件 | |

| 個別労働紛争解決制度の運用状況について | | | | | |
|------------------------|-----|----------|------------------------|----------------------------|------------------------------|
| (平成18年4月1日～平成19年3月31日) | | | | | |
| 労働局名 | | 総合労働相談件数 | 民事上の 個別労働紛争 相談件数 | 労働局長の 助言・指導制度 申出受付件数 | 紛争調整委員会の あっせん制度 申請受理件数 |
| 1 | 北海道 | 36,219 | 6,290 | 275 | 220 |
| 2 | 青森 | 8,097 | 2,256 | 93 | 54 |
| 3 | 岩手 | 9,559 | 2,217 | 58 | 66 |
| 4 | 宮城 | 17,545 | 3,943 | 100 | 130 |
| 5 | 秋田 | 7,535 | 2,114 | 37 | 30 |
| 6 | 山形 | 7,092 | 1,480 | 28 | 77 |
| 7 | 福島 | 9,045 | 3,120 | 88 | 109 |
| 8 | 茨城 | 21,555 | 4,088 | 165 | 135 |
| 9 | 栃木 | 10,681 | 2,047 | 110 | 125 |
| 10 | 群馬 | 14,115 | 4,142 | 104 | 69 |
| 11 | 埼玉 | 51,737 | 9,862 | 162 | 124 |
| 12 | 千葉 | 25,411 | 4,763 | 87 | 124 |
| 13 | 東京 | 122,374 | 19,590 | 546 | 1,437 |
| 14 | 神奈川 | 47,812 | 12,293 | 128 | 202 |
| 15 | 新潟 | 12,639 | 2,270 | 56 | 128 |
| 16 | 富山 | 7,596 | 1,447 | 92 | 63 |
| 17 | 石川 | 8,177 | 1,960 | 109 | 66 |
| 18 | 福井 | 6,377 | 1,353 | 62 | 65 |
| 19 | 山梨 | 5,870 | 1,236 | 20 | 54 |
| 20 | 長野 | 14,330 | 2,552 | 137 | 165 |
| 21 | 岐阜 | 15,118 | 3,648 | 102 | 105 |
| 22 | 静岡 | 25,761 | 3,327 | 230 | 140 |
| 23 | 愛知 | 76,701 | 9,790 | 288 | 354 |
| 24 | 三重 | 11,604 | 2,482 | 94 | 96 |
| 25 | 滋賀 | 7,321 | 1,299 | 80 | 115 |
| 26 | 京都 | 25,547 | 5,085 | 119 | 209 |
| 27 | 大阪 | 90,459 | 17,119 | 254 | 437 |
| 28 | 兵庫 | 50,158 | 8,399 | 271 | 173 |
| 29 | 奈良 | 7,796 | 1,886 | 42 | 156 |
| 30 | 和歌山 | 8,632 | 1,720 | 87 | 69 |
| 31 | 鳥取 | 7,931 | 975 | 37 | 37 |
| 32 | 島根 | 7,887 | 2,561 | 37 | 62 |
| 33 | 岡山 | 13,267 | 2,602 | 65 | 151 |
| 34 | 広島 | 26,556 | 6,236 | 178 | 178 |
| 35 | 山口 | 7,193 | 1,859 | 161 | 70 |
| 36 | 徳島 | 3,889 | 1,355 | 17 | 48 |
| 37 | 香川 | 6,667 | 1,288 | 58 | 52 |
| 38 | 愛媛 | 9,299 | 1,793 | 58 | 78 |
| 39 | 高知 | 4,198 | 1,090 | 72 | 83 |
| 40 | 福岡 | 41,593 | 6,904 | 262 | 222 |
| 41 | 佐賀 | 7,031 | 2,280 | 96 | 121 |
| 42 | 長崎 | 6,517 | 1,657 | 62 | 46 |
| 43 | 熊本 | 8,482 | 4,078 | 210 | 178 |
| 44 | 大分 | 6,469 | 1,547 | 32 | 36 |
| 45 | 宮崎 | 10,402 | 1,492 | 62 | 90 |
| 46 | 鹿児島 | 8,349 | 3,781 | 194 | 88 |
| 47 | 沖縄 | 7,419 | 2,111 | 136 | 87 |
| 計 | | 946,012 | 187,387 | 5,761 | 6,924 |

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のある制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決システム

